

山形県受動喫煙防止条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 25 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第 72 号

山形県受動喫煙防止条例

健康であることは、全ての人の願いであり、県民が安心していきいきと暮らしていくための大切な基盤である。

受動喫煙は、肺がん、心筋梗塞等多くの疾患の発症と関連があり、妊産婦にとっては流産及び早産の、子どもにとっては乳幼児突然死症候群及び気管支喘息の危険性が高まる等、健康に悪影響を及ぼすことが科学的に明らかになっている。

県民の健康を守るためには、受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことを全ての県民が正しく理解し、協力して受動喫煙を防止していくことが極めて重要である。そして、未来を担う子どもや妊産婦を受動喫煙の悪影響から守ることで、子どもが健康に成長できる、子育てしやすい地域社会を作っていく必要がある。

こうした中、本県では平成 27 年 2 月にやまがた受動喫煙防止宣言を制定し、県民、事業者、行政等が、それぞれの立場から、また、互いに協力し、一体となって、これまで受動喫煙の防止に取り組んできた。この宣言に基づいた取組を通じて、県民の受動喫煙に関する理解が深まるとともに、学校等子どもが主に利用する施設及び医療機関の敷地内禁煙並びに社会福祉施設等公共性の高い施設での敷地内禁煙又は建物内禁煙の取組等が推進された。

この宣言における取組及びその成果を大事にし、これまでの取組を後退させることなく、県を挙げて、着実に、かつ、効果的に望まない受動喫煙の防止のための取組を進めるためには、県、市町村、県民、事業者及び施設の管理権原者、保健医療及び教育関係者並びに保護者が、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響に関する正しい知識を共有し、相互に連携を図る必要がある。

このような認識の下に、望まない受動喫煙の防止のための取組を総合的かつ効果的に推進することで、県民一人一人が他人の健康に配慮し、望まない受動喫煙を生じさせることのない地域社会を実現することを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、受動喫煙が県民の健康に悪影響を及ぼすことに鑑み、望まない受動喫煙の防止のための取組に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、望まない受動喫煙を防止するために取り組むべき事項について定めることにより、望まない受動喫煙の防止のための取組を総合的かつ効果的に推進し、もって県民一人一人が他人の健康に配慮し、望まない受動喫煙を生じさせることのない地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。）第 28 条第 1 号に規定するたばこをいう。
- (2) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号において同じ。）を発生させることをいう。
- (3) 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設の長その他の者で、20 歳未満の者を現に監護する者をいう。
- (5) 事業者 施設を設けて事業を営む者をいう。
- (6) 管理権原者 施設（敷地を含む。）の管理について権原を有する者をいう。
- (7) 保健医療及び教育関係者 保健、医療又は教育に係る業務に従事する者であって、受動喫煙の防止のための教育その他の受動喫煙の防止のための対策の推進に関する業務を行うものをいう。
- (8) 特定屋外喫煙場所 法第 28 条第 13 号に規定する特定屋外喫煙場所をいう。

- (9) 喫煙専用室 法第 33 条第 3 項第 1 号に規定する喫煙専用室をいう。
- (10) 指定たばこ専用喫煙室 健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号。以下この号及び次号並びに第 12 条において「改正法」という。）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えられた改正法第 3 条の規定による改正後の法第 33 条第 3 項第 1 号に規定する指定たばこ専用喫煙室をいう。
- (11) 喫煙可能室 改正法附則第 2 条第 1 項の規定により読み替えられた改正法第 3 条の規定による改正後の法第 33 条第 3 項第 1 号に規定する喫煙可能室をいう。

（基本理念）

第 3 条 望まない受動喫煙の防止のための取組は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 県並びに市町村、県民、事業者及び管理権原者、保健医療及び教育関係者並びに保護者（以下「関係者」という。）が、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響に関する正しい知識を共有し、相互に連携を図りながら推進すること。
- (2) 受動喫煙の防止に関する従来の取組及びその成果を踏まえつつ、法に規定する受動喫煙を防止するための措置と相まって、当該取組を更に推進することにより、健康長寿県やまがた（県民一人一人が、家庭、職場等あらゆる生活の場において、生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らすことができる地域社会をいう。）の実現を目指すこと。
- (3) 子ども、妊産婦その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者を、受動喫煙がその健康に及ぼす悪影響から守り、これらの者が健康で快適に暮らすことのできる生活環境を維持すること。
- (4) 県民一人一人が、県外からの来訪者を、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境をもって迎えるという意識を持って推進すること。

（県の責務）

第 4 条 県は、望まない受動喫煙の防止に関する施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

2 県は、望まない受動喫煙の防止に関する施策の推進に当たり、関係者と連携し、及び協力するものとする。

（県民の責務）

第 5 条 県民は、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響に関する理解を深めるとともに、喫煙をする場合においては、望まない受動喫煙を生じさせることがないように努めなければならない。

（事業者及び管理権原者の責務）

第 6 条 事業者及び管理権原者は、その使用し、又は管理する施設において、望まない受動喫煙を防止するために必要な環境の整備に取り組むよう努めなければならない。

2 業務に従事する者を使用する事業者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、望まない受動喫煙の防止に関する意識の啓発その他の対策を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者がその業種ごとに組織する団体は、望まない受動喫煙を防止するための運動を実施し、及び推進するよう努めなければならない。

（保健医療及び教育関係者の責務）

第 7 条 保健医療及び教育関係者は、望まない受動喫煙を防止するための情報の発信及び教育に積極的に取り組むとともに、県又は市町村が実施する望まない受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（保護者の責務）

第 8 条 保護者は、その監護する 20 歳未満の者に対し、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響に関する正しい知識と理解を深めるための教育を行うとともに、当該者に対する受動喫煙を未然に防止するよう努めなければならない。

（望まない受動喫煙の防止に関する施策）

第 9 条 県は、関係者と連携し、及び協力して、望まない受動喫煙の防止に取り組む気運の醸成その他の望まない受動喫煙の防止のための取組が推進されるような環境の整備を図るとともに、当

該取組を促進するための関係者に対する助言、参考となるべき取組に関する情報の発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響に関する正しい知識に基づく望まない受動喫煙の防止が図られるよう、当該知識の普及、喫煙をする際に配慮すべき事項に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、20歳未満の者を受動喫煙がその健康に及ぼす悪影響から守るため、当該20歳未満の者及びその保護者に対し、受動喫煙に関する正しい知識を習得するための学習の機会の確保、受動喫煙の防止に関する意識の啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(施設における望まない受動喫煙の防止のための取組)

第10条 法第28条第5号に規定する第一種施設のうち規則で定めるものの管理権原者は、当該施設の場所(法第40条第2項の規定により法第6章第2節の規定(法第30条第4項及び第40条の規定を除く。)の適用を受けない場所(次条において「適用除外場所」という。)を除く。)に特定屋外喫煙場所を定めよう努めるものとする。

第11条 法第28条第6号に規定する第二種施設のうち規則で定めるものの管理権原者は、当該施設の場所(適用除外場所を除く。)に喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を定めよう努めるものとする。

第12条 改正法附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設の管理権原者は、当該施設に喫煙可能室を定める場合であっても、望まない受動喫煙の防止に自主的に取り組むよう努めるものとする。

(屋内の場所に喫煙をすることができる場所がない旨の表示)

第13条 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設の管理権原者は、当該施設に喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室及び喫煙可能室を定めない場合は、当該施設の主たる出入口の見やすい箇所に、当該施設の屋内の場所に喫煙をすることができる場所がない旨を記載した標識を掲示するよう努めなければならない。

2 前項の規定により標識を掲示した管理権原者は、当該施設に喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室又は喫煙可能室を定めようとするときは、当該標識を速やかに除去しなければならない。

(推進体制の整備)

第14条 県は、望まない受動喫煙の防止に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、望まない受動喫煙の防止に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第8号及び第10条並びに附則第4項の規定 健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

(2) 第2条第9号から第11号まで、第11条及び第13条並びに附則第5項の規定 平成32年4月1日

(3) 第12条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日

(経過措置)

2 この条例の施行の日から前項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第2条第1号の規定の適用については、同号中「健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)第28条第1号に規定するたばこ」とあるのは、「たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2

項に規定する製造たばこ代用品」とする。

- 3 この条例の施行の日から附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第3条第2号の規定の適用については、同号中「法」とあるのは、「健康増進法（平成14年法律第103号）」とする。
- 4 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日から同項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第2条第8号及び第10条の規定の適用については、同号中「法第28条第13号」とあるのは「健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第25条の4第5号」と、同条中「法第28条第5号に規定する第一種施設」とあるのは「法第25条の4第4号に規定する特定施設」と、「（法第40条第2項の規定により法第6章第2節の規定（法第30条第4項及び第40条の規定を除く。）の適用を受けない場所（次条において「適用除外場所」という。））」とあるのは「（法第25条の11第2項の規定により法第6章第2節の規定（法第25条の6第3項、第25条の10及び第25条の11の規定を除く。）の適用を受けない場所）」とする。
- 5 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日から同項第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第2条第10号の規定の適用については、同号中「次号並びに第12条」とあるのは、「次号」とする。

秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン

～このガイドラインは、効果的に受動喫煙防止対策を推進するための県の指針です～

1 策定の背景

本県では、がんによる死亡率が平成9年以降全国で最も高い状態が続き、大きな課題となっています。特に喫煙（受動喫煙を含む）は肺がんをはじめとする種々のがんの原因となっていることが指摘されており、「第2期秋田県がん対策推進計画」においても、たばこ対策をがん予防対策の主要施策の一つと位置づけ、「たばこによる健康被害対策事業」として禁煙・禁煙支援・受動喫煙対策の3点から対策を実施しています。

2 受動喫煙による健康への影響

（1）受動喫煙とは

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。たばこの煙は喫煙する本人だけではなく、周囲のたばこを吸わない人にも健康被害を引き起こします。

（2）たばこの煙に含まれる有害物質

たばこの煙には約4,000種類の化学物質、約200種類の有害物質、60種類以上の発がん物質が含まれています。たばこの煙には、たばこを吸う人が吸い込む「主流煙」のほか、たばこの先端から立ち上る「副流煙」とたばこを吸う人が吐く「呼出煙」があります。受動喫煙にあたる煙は「副流煙」と「呼出煙」で、ニコチンやタール、一酸化炭素など、多くの有害物質が含まれています。

（3）受動喫煙による健康影響

①成人に起こりうる疾患

- ・肺がんのリスク（1.20倍～1.30倍）
- ・虚血性心疾患等の疾患のリスク（1.25倍～1.30倍）

②妊婦、乳幼児、児童に起こりうる疾患

- ・低出生体重児の出産や早産の発生率の上昇
- ・乳幼児突然死症候群、小児のぜんそく、気管支炎といった呼吸器疾患等
- ・乳幼児・児童の中耳炎等の耳疾患

（参考：厚生労働省 e-ヘルスネット受動喫煙・他人の喫煙の影響）

3 ガイドラインの目的

県民の健康増進のため、事業者等の協力を得ながら、自主的・積極的に受動喫煙防止に取り組む施設等を増やすとともに、広く県民に対して受動喫煙防止に関する正しい知識を周知し、県全体で受動喫煙防止に取り組む機運を醸成することを目的とします。

4 受動喫煙防止措置の方法

(1) 禁煙措置の分類

①敷地内禁煙

建物内も含め、敷地の全体を禁煙とすることをいいます。敷地外での喫煙の増加が想定される場合は、喫煙者に対し、通勤途上や休憩時の喫煙マナーに気をつけ、近隣の迷惑とならないように注意を促す必要があります。

②建物内禁煙

建物内の喫煙場所が1か所もないことをいいます。敷地内に喫煙所を設置する場合は、喫煙所以外での喫煙を禁止します。屋外に喫煙所を設置する場合は、建物の出入口や窓、人の往来が多い区域から可能な限り離して設置します。

(2) 施設・区域等別の取組方針

健康増進法25条に規定する「多数の者が利用する施設」、労働安全衛生法68条に規定する「事業場」及び厚生労働省健康局長通知に規定する「屋外であっても子ども利用が想定される公共的空間」を対象とし、受動喫煙の機会を減少させるため、施設・区域の主な利用目的や利用者に応じた取組方針を次のとおりとします。

	施設・区域等の区分	対象となる施設・区域の例	考え方	とるべき措置
ア	官公庁、健康増進関連施設等、公共性の高い施設	官公庁施設(庁舎のほか、市民会館、公民館、保健センター等、官公庁が管理・運営する施設) 運動施設(体育館、スポーツ施設等) 公共交通機関(列車、バス、航空機等)	公共性が高く、誰もが日常生活で利用せざるを得ない施設であるため、たばこの煙から利用者を守る必要がある。また、健康の維持・増進のために利用する施設はその設立の趣旨から受動喫煙対策の徹底が必要である。	敷地内禁煙又は建物内禁煙
イ	子どもや妊産婦、健康影響が大きい者が利用する施設	学校(幼稚園、小、中、高等学校、大学、専修学校等) 医療機関(病院、診療所、薬局) 児童福祉施設(保育所、認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設等)	子どもや未成年者が利用する施設や有病者等が診察や治療のために利用する施設については、特に配慮が必要である。	敷地内禁煙又は建物内禁煙

ウ	ア、イ 以外の多数の者が利用する施設	劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、飲食店等	多数の人が利用する施設であり、配慮が必要である。	原則として、敷地内禁煙又は建物内禁煙 ※対策が極めて困難である場合は(3)の措置を講じること
		スーパー、小売店、宿泊施設、理容・美容、交通機関（タクシー、駅・空港等）、観光施設、金融機関等		
エ	上記の他、受動喫煙防止の配慮が必要な施設・区域等	公園、遊園地、通学路等	屋外であっても、特に子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙の機会を減少させるための配慮が必要である。	受動喫煙防止に配慮し、適切な措置を講じること
		事業所等		
オ	多数の者の参加が見込まれるイベントや大会等	イベントや大会等の会場	一時的に、子どもを含む不特定多数の利用が想定される公共的な空間であり、受動喫煙の機会を減少させるための配慮が必要である。	会場内は原則として全面禁煙 ※対策が困難である場合は、受動喫煙防止に配慮した喫煙場所の設置等の措置を講じること

○「対象となる施設・区域の例」は、わかりやすくするため、健康増進法、国通知に記載されているものに追加したものがあ

(3) 敷地内又は建物内の禁煙が極めて困難である場合

受動喫煙防止のためには、全面禁煙が最も効果的であり、分煙等は効果が十分ではありませんが、施設の規模・構造、利用状況等により、敷地内又は建物内の禁煙が極めて困難な場合もあります。

このような場合は、利用者等が意図せずにとばこの煙にさらされることを防ぐため、将来的には敷地内又は建物内禁煙を目指しながら、段階的に施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止措置をとることとします。

【段階的な措置の例】

表 示	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙可能区域を設定した場合、非喫煙者の意図しない受動喫煙を防止するため、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示する。 ・特に妊産婦や子どもが喫煙可能区域に立ち入らないよう注意喚起する。
時間分煙	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の時間に限定して全面禁煙を実施する方法である。設備が不要で費用負担もない。例えば、飲食店等ではランチタイムで実施されている例などがある。 ・やむを得ず喫煙時間を設ける場合は、禁煙時間を明確に表示する。
空間分煙	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙区域と喫煙可能区域に分け、喫煙可能区域以外の場所を禁煙とする。可能な限り、喫煙可能区域から禁煙区域にたばこの煙が流れ出ないようにする、喫煙可能区域を出入口付近から極力離す等、適切な措置を講ずることとする。 ・喫煙可能区域を設定した上で当該区域において適切な換気を行う方法もある。 (換気措置)
完全分煙	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙室を設置する場合は、喫煙室内のたばこの煙を効果的に屋外へ排出するため、また、出入口から禁煙区域にたばこの煙が流出することを防ぐため、その設置場所及び施設構造を考慮する必要がある。

5 受動喫煙防止の環境づくりのための各機関の役割

受動喫煙防止対策を推進していくためには、県全体で取り組む機運を醸成することが重要であり、それぞれの立場で次のような事項について、積極的に取り組む必要があります。

行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携・協力しながら、受動喫煙防止対策についての普及啓発を行う。 ・施設、屋外における具体的な取組事例について周知を図る。 ・県、市町村庁舎、観光地、職場における受動喫煙防止対策を推進する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対する受動喫煙防止対策を実施する。 ・従業員の健康の保持増進のため、受動喫煙を防止するための措置を講ずるよう努める。 ・自己の施設の受動喫煙の取り組みについて、積極的に情報提供を行う。 (例：広告を行う際に禁煙であること等の情報を掲載する)
医療機関 医療保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙や受動喫煙による健康への影響について情報提供を行う。 ・たばこをやめたい人への禁煙支援を行う。
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深める。 ・喫煙者は、自分の呼出煙、副流煙が周囲の者に悪影響を与えていることを認識し、たばこを吸わない人に対する受動喫煙防止のための配慮を行う。

6 今後のガイドラインの見直し等について

ガイドライン策定後、法律や国の施策等が変更となった場合は、随時、ガイドラインの見直しを検討するものとします。

◇ 資料編 ◇

1 表示の例

利用者の意図しない受動喫煙を防止するため、受動喫煙防止対策の実施状況（各施設等の環境）について、表示するようにしましょう。

以下は表示の一例です。



2 分煙の方法

屋外喫煙所の設置、喫煙室の設置、喫煙可能区域を設定した上で当該区域における適切な換気の実施（換気措置）等の方法があります。これらを実施する場合は、厚生労働省が示す「職場において受動喫煙防止措置を講じる際の効果的な手法等の例」が参考になります。

屋内に喫煙室を設置する場合は、排気装置を設置し、喫煙室内の空気は屋外に排気することとするほか、以下の分煙効果判定基準を参考に環境を維持するよう努めてください。

分 煙 効 果 判 定 基 準	<p>1 喫煙場所と非喫煙場所との境界</p> <ul style="list-style-type: none">デジタル粉じん計を用いて、経時的に浮遊粉じんの濃度の変化を測定し、非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと。非喫煙場所から喫煙場所方向に0.2 m/秒以上の空気の流れを確保する。 <p>2 喫煙場所</p> <ul style="list-style-type: none">デジタル粉じん計を用いて、時間平均浮遊粉じん濃度が0.15 mg/m³以下とする。喫煙場所の一酸化炭素濃度を10 ppm以下とする。 <p style="text-align: right;">(厚生労働省「分煙効果判定基準策定検討会報告書」)</p>
--------------------------------------	--

3 分煙に関する支援事業

受動喫煙防止対策を進めるために、厚生労働省が実施する支援事業は次のとおりです。

(平成 27 年度現在)

- ① 受動喫煙防止対策助成金（喫煙室等の設置費用の 1 / 2 を助成。上限金額あり）
- ② 受動喫煙防止対策の相談支援（技術的な相談に対する相談窓口、説明会の開催、講師派遣等）
- ③ 空気環境の測定支援業務（粉じん計、風速計、一酸化炭素計などの測定機器の無料貸出）